会　議　録　第　５　号

１．招集日時　　令和３年１２月７日（火）　午前１０時

１．招集場所　　牛久市役所議場

１．出席議員　　２０名

１番　　鈴　木　勝　利

２番　　藤　田　尚　美

３番　　秋　山　　泉

４番　　伊　藤　裕　一

５番　　長　田　麻　美

６番　　山　本　伸　子

７番　　柳　井　哲　也

８番　　石　原　幸　雄

９番　　甲　斐　徳之助

１０番　　池　辺　己実夫

１１番　　守　屋　常　雄

１２番　　加　川　裕　美

１３番　　北　島　　登

１４番　　杉　森　弘　之

１５番　　須　藤　京　子

１６番　　黒　木　のぶ子

１８番　　諸　橋　太一郎

１９番　　市　川　圭　一

２１番　　遠　藤　憲　子

２２番　　利根川　英　雄

１．欠席議員　　なし

１．出席説明員

市長	根本洋治
副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
市長公室長	滝本　仁
経営企画部長	吉田将巳
総務部長	植田　裕
市民部長	小川茂生
保健福祉部長	内藤雪枝
環境経済部長	山岡　孝
建設部長	長谷川啓一
教育部長	吉田茂男
会計管理者	関　達彦
監査委員事務局長	本多　聡
農業委員会事務局長	結速武史
経営企画部次長兼 政策企画課長	柳田敏昭
総務部次長兼 人事課長	二野屏公司
市民部次長兼 市民活動課長	栗山裕一
保健福祉部次長	飯野喜行
環境経済部次長兼 商工観光課長	大徳通夫
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
建設部次長兼 都市計画課長	藤木光二
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大里明子
教育委員会次長兼 学校教育課長	川真田英行
全参事	

１．議会事務局出席者

事 務 局 長	野 口 克 己
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課長補佐	宮 田 修
庶務議事課主任	椎 名 紗央里

令和３年第４回牛久市議会定例会

議事日程第５号

令和３年１２月７日（火）午前１０時開議

日程第　１．一般質問

日程第　２．議案第５６号　牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第　３．議案第５７号　牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第　４．議案第５８号　牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第　５．議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）

日程第　６．議案第６０号　令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　７．議案第６１号　令和３年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　８．議案第６２号　令和３年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第　９．議案第６３号　令和３年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

日程第１０．議案第６４号　令和３年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）

日程第１１．議案第６５号　指導路線の路線変更について

日程第１２．議案第６６号　工事請負契約の締結について

日程第１３．意見書案第１４号　土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について

日程第１４．議案第６７号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第６号）

日程第１５．意見書案第１５号　文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について

日程第１６．休会の件

午前１０時０２分開議

○杉森弘之　議長　おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ここで、執行部より答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。大里明子教育委員会次長。

○大里明子　教育委員会次長兼生涯学習課長　教育委員会、大里でございます。

１２月２日、石原議員の一般質問、建造物文化財の耐震化についての再質問に対する答弁の訂正をお願い申し上げます。

１２月２日の答弁の中で、「女化青年研修所につきましては、令和３年度の総合管理計画では８４事業中、４８位でございました」との発言をいたしましたが、正しくは「令和２年度の総合管理計画では８６事業中、４８位」でございます。おわびして訂正いたします。誠に申し訳ございませんでした。

○杉森弘之　議長　日程第１、一般質問を行います。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

一般質問

○杉森弘之　議長　初めに、２番藤田尚美議員。

〔２番藤田尚美議員登壇〕

○２番　藤田尚美　議員　皆様、改めましておはようございます。公明党の藤田尚美です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、ＨＰＶワクチン積極的勧奨再開に向けてについてであります。

子宮頸がんは、子宮の入り口部分にある子宮頸部にできるがんで、今も年間約１万人近くの女性が子宮頸がんにかかっており、約２，８００人もの女性が亡くなっております。子宮頸がんの原因であるＨＰＶの感染を防ぐＨＰＶワクチンは、国の２０１１年度からの基金事業を経て、２０１３年に定期接種となり、小学６年生から高校１年生相当の女子は、接種を希望すれば無料で接種が可能となっております。

一方で、２０１３年６月より国は、積極的勧奨を差し控えるとしたため、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまい、基金事業の際に７割近くあった接種率が１％未満にまで激減しておりました。

国は昨年１０月と今年１月の２度にわたり、ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応及び対象者等への周知について通知を発し、市町村にＨＰＶ定期接種対象者へ情報提供の徹底を求めました。そこで、通知実施世代における令和２年度の接種率及び通知未実施であった

令和元年度の同対象者への接種率を伺います。

○杉森弘之　議長　内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝　保健福祉部長　子宮頸がんワクチンの接種は、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により平成２２年度から開始し、平成２５年４月１日には、小学６年生から高校１年生の女子を対象として、定期接種に位置づけられました。

定期接種直後から、接種後に疼痛や運動障害を中心とした多様な症状の報告が相次いだため、厚生労働省は、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に推奨すべきではないとの厚生科学審議会及び薬事・食品衛生審議会の合同会議の意見を踏まえ、同年６月１４日付の健康局長通知で、積極的な勧奨とならないように留意することが示され、市町村では現在まで８年余り積極的勧奨が差し控えられております。

当市では、平成２２年度から勧奨中止となる平成２５年度までに１，６１９名の接種を実施しており、当時の接種率は年平均８６．８％でした。

平成２５年６月１４日から令和２年３月までは積極的勧奨が中止されておりましたが、令和２年度に国から情報の周知徹底が示されたため、市では、国が作成したリーフレットを対象者に個別通知し、子宮頸がんワクチンの効果やリスク、子宮頸がんの原因等について周知いたしました。周知を行う前後で比較すると、令和元年度は、対象者４０２名中、２名が接種を受け、接種率０．５％、令和２年度は、対象者４０７名中、２７名が接種を受け、接種率６．６％となり、周知徹底後は６．１％増加しております。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　国からの急な指示にもかかわらず、市民に不利益を生じないよう、迅速に対応していただきありがとうございます。

前年度より接種者が増えたのは、郵送による個別通知の成果だと思います。定期接種期間内に正しく判断するための公的な情報が届けられたことで、その情報を基に接種したいと思った人が接種できたことは大きな一歩であります。一方で、接種率は積極的勧奨差し控え前と比較して、いまだかなり低い状況でもあります。今回の通知は、積極的勧奨として接種をお勧めする内容ではなかったため、通知を受け取った人の多くが迷ってしまったのも一因ではないかと思います。

現在に至るまで産婦人科学会や小児科学会などの専門家、国会議員連盟や医療者有志の団体からの要望や、接種の機会を逃した市民らの署名など、ＨＰＶワクチンの積極的勧奨再開を求める動きが非常に大きくなってきました。そして、本年１０月１日に開催された厚生労働省の専門部会では、ＨＰＶワクチンの安全性や効果などを検討し、勧奨を妨げる要素はないと結論づけました。また、１１月１２日に再度再開された同部会では、再開に向けた課題について対

応を整理した上で、積極的勧奨を再開することを正式に承認しました。厚生労働省は、今後、接種を担う自治体に対して、積極的勧奨再開について通知すると報道されております。今後、ＨＰＶワクチンの積極的勧奨が再開された際には、この制度の趣旨を踏まえ、これまで個別通知していた世代を含めた全対象者に対して、国の方針が変わったこと及び積極的に接種をお勧めする旨の分かりやすい訂正案内を速やかに郵送通知でお届けすべきだと考えます。

そこで、積極的勧奨が再開された場合の本市の情報提供の方法について、どのような通知を予定しているのか、周知対象、周知方法について伺います。

○杉森弘之　議長　内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝　保健福祉部長　厚生労働省は、本年１０月１日、定期接種での子宮頸がんワクチンの積極的勧奨再開に向けて、厚生科学審議会及び薬事・食品衛生審議会の合同会議で検討を開始しました。合同会議では、子宮頸がんワクチン定期接種の積極的勧奨の再開を妨げる要素はないことを確認し、今後、医療体制の整備や効果的、効率的な情報提供など、再開に必要となる対応を検討する方向となりました。

現段階においては国からの正式な通知はなく、具体的な開始時期等は示されておりませんが、積極的勧奨が再開される場合には、ワクチン接種の必要性やリスクについて御理解いただき、その情報を基に接種の有無を判断できるよう、対象者には個別通知により情報提供を行うとともに予診票を同封する予定です。また、ホームページや広報紙等にも掲載し、広く周知してまいります。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　勧奨再開とともに、全対象者には個別通知により情報提供を行うということで、予診票も同封していただけるということで、ありがとうございます。

次に、誰一人取り残さない救済措置をしていくために、キャッチアップ接種の必要があります。ＨＰＶワクチンに関する接種の高まりを受け、定期接種の対象年齢を過ぎてしまった高校２年生以上の市民の保護者からの相談も増えてきております。

２０１３年６月以降、積極的勧奨の差し控えにより、本市でも対象者への個別通知を取りやめました。そのため、必要な情報が行き渡らず、多くの対象者が必要な情報を得ることもできずに接種機会を逃してきました。

昨年１０月、大阪大学の研究チームが発表した積極的勧奨差し控えによる影響に関する推計によりますと、２０００年から２００３年度の生まれの女子のほとんどが接種しないまま定期接種対象年齢を超えており、これらの世代がこのまま接種機会を失ったままでは、子宮頸がんの罹患者は約１，７００人、死亡者は約４，０００人増加する可能性が示唆されております。本来なら、定期接種の対象期間内に必要な情報を得て、接種について判断すべきであったとこ

ろを、その情報を得られずに接種の機会を失った人たちには、改めて接種を受けられる機会が提供されるべきだと考えます。

本年１１月１５日の厚生労働省の専門家による分科会では、積極的勧奨差し控えにより接種機会を逃した方への対応としてキャッチアップ接種について議論され、定期接種年齢を過ぎた高校生や大学生相当の女子も時限的に追加で公費での接種対象にする方法で一致いたしました。今後、救済する対象年齢等について議論され、来年度から接種が始まる見通しと報道されております。

今後、国のキャッチアップ制度が導入された際には、十分な周知を受けることもないまま接種機会を逃してしまった全ての対象者に、国の方針変更と新たな接種機会が確保されることを速やかに郵送通知で確実にお届けするべきだと考えます。そこで、今後定期接種対象年齢以外への救済制度が導入された場合の情報提供の方法について、どのような周知を予定しているのか。また、周知対象、周知方法について伺います。

○杉森弘之　議長　内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝　保健福祉部長　積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方への対応につきましては、具体的な制度概要等は今後示される予定となっております。来年度当初から実施できるよう準備を進めております。

当市としましては、対象者への個別通知や市ホームページ、市広報紙等により、国の方針変更とワクチンに関する正しい情報が提供できるように対応してまいります

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　積極的勧奨差し控えによって影響を受けてしまっている世代は、本人たちには何の過失もないのに不利益を被っております。分科会の資料によると、ワクチンの有効性は若年の接種ほどより高いというデータも示されておりました。キャッチアップ接種の対象者は既に年齢が上がっており、希望者は少しでも早く接種をする必要性があります。また、定期接種の対象年齢は、最も効果の高い医学的な接種最適時期であり、積極的勧奨再開となった以降も、接種最適時期を逃す人をこれ以上出してはいけないと考えます。

一度下がった接種率を回復するためには、丁寧な周知が必要であります。大きな国の方針転換により、対象も多く大変な対応かとは思いますが、キャッチアップ接種も定期接種も制度の対象となり次第、対象者全員に、また外国籍の方も増えてきておりますので、多言語による周知に努めながらも、速やかに個別通知を実施するよう要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、ヤングケアラーの支援についてであります。ヤングケアラーは、家族の介護に追われる子供たちや若者で、こうした子供たちは家族を世話する負担で睡眠や勉強の時間が不足し、

本人の健康や進路に悪影響が及ぶ問題が起きております。国は、２０２２年度からの３年間を集中取組期間として自治体の後押しをしております。

ヤングケアラーに法律上の定義はありませんが、厚生労働省は、本来は大人が担うべき家事や世話を日常的に行う子供としております。厚生労働省が今回公表した、初の中高生を対象にした全国調査では、中学２年生５．７％、全日制高校２年生の４．１％が該当しており、中学２年生のヤングケアラーの中には、１日７時間以上もケアに費やす人が約１割いたという結果が出ており、宿題や勉強する時間がないや、睡眠が十分に取れないとの声もありました。

また、学校に通えなかったり、進学や就職で本人の希望を諦めたりするケースもあります。家族の世話をする子供は昔からいましたが、核家族や共働きの増加で子供に負担がかかりやすい環境になっております。手伝いの延長から、家族の世話が過度な負担になっても兄弟の面倒を見るいい子や、家族の世話をするのは当然と思われがちです。学校が家庭の事情に介入するのは難しく、支援に二の足を踏むことは当たり前のことと思います。

しかし、その前に実態調査が必要だと考えます。令和３年第１回、同様の趣旨の一般質問をした際、調査研究していきたいとの答弁をいただきました。そこで、実態調査に向けて、どのように調査研究をされてきたのか伺います。

○杉森弘之　議長　内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝　保健福祉部長　ヤングケアラーは年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーに対しては、関係機関が緊密に連携して早期に発見し、適切な支援につなげる取組が求められています。

国は実態調査を行い、その結果について、ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム設置し、学校や医療機関、福祉事業者等の関係機関が適切にヤングケアラーを把握し、支援するための報告や取り組むべき施策の提言を行っております。

市では、これらの報告、提言をしんしゃくしながら日頃の対応に十分に生かし、併せて今後の具体的な支援策を検討してまいります。

実態調査につきましては、実施目的、対象者、対象範囲、調査の手法等のほかに、設問項目内容、その後の支援等を含め、関係機関と十分な協議が必要であると考えております。現状で市では実態調査の実施計画はありませんが、国が自治体ごとに独自調査を推進していく方針があり、実際に県レベルで実施している自治体もありますので、国・県の動きを注視し、市独自の調査につきましても引き続き検討してまいります。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　実施計画、まだ策定されていないとのことですが、牛久の子供を守

るのは牛久市ではないでしょうか。県の動向を見るのはもちろんそうなのですけれども、牛久市の子供を守るためにも、実施計画の作成は必要だと考えます。

また、前回質問させていただいた調査研究していくということで、この数か月の間、どのような研究をされて、実施に向けての研究内容ですか、そういうものがあったのかどうか、お示しください。

○杉森弘之　議長　内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝　保健福祉部長　実際問題、実施に向けてということなのですが、まずは国の研究結果、実態調査の結果を担当で読み込みまして、そして提言が出ておりますので、そちらについても確認させていただきました。その必要性については、まだ担当レベルでどのように、担当レベルでできるものではないということも承知しておりますので、担当レベルで今後どのようにやっていったらいいのか、非常にこの調査もデリケートな問題であると考えております。調査のやり方によっては傷つけてしまう家族がいたり、そういったことも考えられますので、こちらについては慎重に進めていきたいというようなところでは一致しているのですが、実際のところ、まだそういった実施計画までは踏み出せていないという現状でございます。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　そうしますと、ではいつ頃というものが、まだ明確には出ないという状況でよろしいでしょうか。

○杉森弘之　議長　答弁を求めますか。はい。内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝　保健福祉部長　実際問題、現状ではいつ実施するとか、いつまでに行うというような目標についても、今後の検討課題となっております。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　そのような回答でしたら、ぜひ調査研究にしっかりと取り組んでいただいて、子供たちのために実態調査になるべく早急に、また悩んでいる、助けてを求められない子供たちが大勢いますので、そこに手を差し伸べるためにも、この実施計画というものが必要でありますので、実態調査をぜひ行っていただきたいと思います。

次に、当事者の家族、子供たちを支える市としての取組として、まず役所は縦割りとなっておりますので、１つの部署では対応できないことが多く、今多くの自治体が改善に乗り出しております。例えば、神戸市は３０歳までの若いケアラーの総合窓口を６月に開設いたしました。福祉の専門職６人が、官民問わず、関係者をつなぐコーディネーターの役割を担っております。

昨年３月に全国初のケアラー支援条例を制定しました埼玉県は、元ヤングケアラーが中学校や高校で経験を話して、生徒や先生に理解を広げております。

宮城県と仙台市では、相談のハードルを下げようと、ＬＩＮＥ相談による相談業務を行って

おります。

鳥取県では、ヤングケアラーの周知リーフレットやポスターを作成されました。また、相談窓口の設置をされました。これがまずポスターであります。続いて、リーフレットがこのような形で、子供たちも分かるような内容のリーフレットが作成され、周知に努めているということでした。

実際、介護や障害者福祉の制度は、当事者の支援が中心で、家族のサポートが手薄なのが現実であります。そこで、市としての支援策をどのように考えているのか伺います。

○杉森弘之　議長　根本洋治市長。

○根本洋治　市長　市では現在、こども家庭課に家庭児童相談室を設置し、１８歳までの児童の相談を受けておりますが、ヤングケアラーに関する相談は、子供に直接対応している関係機関からの相談が多い状況となっております。日頃から子供と接している関係機関は、子供の身なりや言動等の日常の様子から変化を確認し、子供から丁寧に話を聞き、関係機関としての対応や本人家族への相談等、こども家庭課につないでいただいております。

家庭児童相談室では、ヤングケアラーに関する相談も受けておりますが、子供本人がヤングケアラーであるという認識がない場合も多いため、児童自ら相談することは難しく、家族自らが相談することもまれであることは認識しておりますので、全く違う相談があった場合においても、家族状況や日常生活を慎重に聞き取りながら包括的な対応をしております。

また、出生、転入、婚姻、離婚等に関する手続等の中で対応した職員が、家庭の状況や困り事を察知し、家庭児童相談室につながる場合がありますので、特に保健福祉部門においては、子育て、介護、障害等に関わる職員や関係者には、ヤングケアラーの概念を周知し、家族支援を視点に置いた福祉サービスの提供を行っております。

市といたしましても、御家庭それぞれの状況に応じて、各機関が丁寧な聞き取りを行い、適切な支援につなげていくよう、連携した対応を継続して行ってまいります。

この事案ばかりではなくて、福祉と教育という、非常に連携しなくてはいけないという、まして子供たちなのですが、そういうことを縦割り、横割り、そういう関係なく、常にそういう関係する部署は、常に情報を取り上げながら、これからのこういう事案に対応する、これが一番肝腎だと私は認識しています。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　市長、答弁ありがとうございます。福祉と教育が今本当に連携して子供たちを守るということが非常に問われ、また大切なことであると私も思っております。

そこで、次にヤングケアラーの早期発見と支援は、先ほどもありました教育と福祉の連携が非常に大切であります。ケアラーには、貧困や虐待といった問題が関係している場合もあり、

公的な機関ばかりではなく、民間の学習支援や子ども食堂などの連携も大切であると考えます。

子供たちを取り巻く環境の問題には、教育と福祉の連携が不可欠であり、このヤングケアラーの問題は、双方の情報を共有しながら、牛久市の子供たちを取り残さない支援が必要であります。そこで、改めて教育と福祉の連携について伺います。

○杉森弘之　議長　内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝　保健福祉部長　市内の学校には、遅刻や欠席を頻繁に繰り返す子供がいます。ある学校では、教員が遅刻した子供に話を聞いたところ、親の代わりに幼い弟や妹の面倒を見たり家事を担ったりしていると打ち明けられた事例がありました。その子供は家事で睡眠時間が削られるそうで、学校でもつらそうな様子が見られました。他の学校では、地域の見守りの方が、兄弟の面倒や母の手伝いをさせられるため遅刻している子供がおり、ヤングケアラーではないかと学校に伝えに来た事例がありました。さらに学校では、兄弟が多く、親の代わりに上の子が下の子の面倒を見ることが常態化しているため、遅刻や欠席が続くという事例もありました。

学校では、家庭での問題について、子供自身が周りに知られたくないと思って相談しないことも多く、学校で全容を把握するのは極めて困難ですが、日頃から教職員が子供の表情や言動を観察し、注意深く見守っています。

ヤングケアラーを発見した場合、学校は子供に寄り添い、きぼうの広場のスクールソーシャルワーカーや福祉担当課へとつないでいます。

学校での対応のほか、こども家庭課では、中学校卒業以降や就学前に関しましても、児童が所属している機関からの連絡によって支援が必要な児童を把握する場合や、市が把握している家庭について所属機関に見守りや対応の依頼を行う場合があります。学校や保育園などの児童の所属機関等と連絡を取り合いながら、対応について協議し、役割分担を行い、支援を行っております。

引き続き、教育、福祉をはじめとした多くの機関との連携を強化し、ヤングケアラーへの支援に取り組んでまいります。

また、国の調査報告によりますと、ヤングケアラーという名称や概念の認知度は高いとは言えず、国では来年度から３年間を集中取組期間とし、子供自身や周囲の大人を含め、社会的認知度を向上させる取組を行っていくこととしております。市におきましては、国の動向を注視しながら、子供自身がヤングケアラーだと声を上げられるよう、そして周りの人がヤングケアラーではないかと気に留め、学校やこども家庭課に相談してくれるよう、周知広報活動等につきましてもポスターやリーフレットを配布し取り組んでまいります。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　ぜひこの周知、広報活動、ポスター、リーフレットに早急に取り組んで、周知徹底をお願いしたいと思います。

このヤングケアラーの認知度がまだ低いということであります。ヤングケアラーの存在を早い段階で察知できるよう、福祉や介護、学校関係者などの研修を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○杉森弘之　議長　内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝　保健福祉部長　令和３年５月１７日付のヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告の提言によりますと、学校、教育委員会、医療、介護、福祉等の関係機関や専門職員を対象とするヤングケアラーの概念、ヤングケアラー発見のための着眼点や対応する上で配慮する事項など、ヤングケアラーについて学ぶ研修の実施を各地方自治体に推進しております。

国・県の動向を注視しながら、研修会が開催された場合には積極的に参加してまいります。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　それでは、積極的に参加していただき、先ほどの事例もありました。牛久市の中でも子供たちはそういった環境の中で暮らしているということが分かったので、ぜひ先生たち、また福祉に携わっている方々に研修していただき、早期発見に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、このヤングケアラーには、文部科学省はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの相談時間を拡充していくとのことですが、我が市ではソーシャルワーカーの不足ということで、市としてこの人材不足に対しての対応をどのように考えているのか伺います。

○杉森弘之　議長　染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫　教育長　今のきぼうの広場のスクールソーシャルワーカーは、週４日勤務で募集していました。しかし、その状況に合う方がおらず、現在は会計年度任用職員の２名がそれぞれ週１日ずつ勤務しております。この２名が今年度は１７家庭、２２名の支援を行っています。

しかし、市のスクールソーシャルワーカーだけでは不足しているのが現状です。そこで、必要に応じて茨城県スクールソーシャルワーカー活用事業を利用し、県からスクールソーシャルワーカーを派遣してもらうことで、不足分を補いながら対応しています。現在、中学校１校に対して、年間１２回の派遣を依頼しています。これからもスクールソーシャルワーカーをはじめ、きぼうの広場の充実を図っていきたいと考えています。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　スクールソーシャルワーカー１名を受け入れることさえも今厳しい状況で、その中、県活用で入れていただいているという、このソーシャルワーカーの存在が、

今とてもどの自治体でも大きい存在になっております。私自身は中学校区に１名ソーシャルワーカーが必要ではないかとも考えており、その内容の深さも、子供たちと寄り添う中で、やはり悩みが多い子供たちが今非常に多く感じていますので、ぜひまた増員に向けての考えも要望したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、相談しやすい環境整備として、私は以前、子供家庭総合支援拠点の設置について質問いたしました。これは、令和４年度が最終設置ということで、この子供家庭総合支援拠点を設置することに当たり、様々な子供たちの置かれた環境の悩みや問題、また保護者の課題や悩みを丸ごと引き受ける支援拠点について、来年、令和４年度が最終設置でありますので、今現在の進捗状況を重ねてお伺いいたします。

○杉森弘之　議長　内藤雪枝保健福祉部長。

○内藤雪枝　保健福祉部長　子供家庭総合支援拠点につきましては、プライバシーが確保できる相談室の常設やベビーベッド等の親子スペースの確保など、体制整備を含めて令和４年度設置に向けて現在準備中でございます。

○杉森弘之　議長　藤田尚美議員。

○２番　藤田尚美　議員　着々と進捗、進んでいるという報告でありましたので、ほっといたしました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○杉森弘之　議長　以上で２番藤田尚美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は１０時５０分といたします。

午前１０時３９分休憩

午前１０時５２分開議

○杉森弘之　議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

次に、１０番池辺己実夫議員。

〔１０番池辺己実夫議員登壇〕

○１０番　池辺己実夫　議員　皆さん、改めましておはようございます。新政会の池辺己実夫です。どうぞよろしくお願いします。

今回は、牛久市における特別支援教育の現状と対応について、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

去る１１月１９日に実施されました教育文化常任委員会の勉強会では、教育長をはじめ、教育委員会事務局の幹部の方から、おくの義務教育学校の今後の展望について説明を受けました。

私も教育文化常任委員会の委員の一人として参加し、質問もさせていただきましたが、本当にいろいろと勉強になり、改めてありがとうございました。

ところで、そのときにも話題となったことがありますが、牛久市内の小、中、義務教育学校における特別支援学級数が増加しており、またおくの義務教育学校での増加が著しいと認識しております。今回は、この問題について現状がどのようになっているのか、また教育委員会ではどのような考え方でどのような対応をしているのかについて、質問をさせていただきます。

そこで、まず現状について伺います。子供たちの学校での生活には、教室での授業の時間と、一部の子供たちではありますが放課後の児童クラブでの生活の時間があると思いますが、それぞれの状況について伺いたいと思いますが、初めに教室での時間について、市内の小、中、義務教育学校における特別支援学級が増加している状況を、年間の経年変化や最近の特徴から伺いたいと思います。

また、通常の学級に入っている子供たちの中にも支援の必要な児童はいると思われます。その状況についても伺いたいと思います。特におくの義務教育学校において、支援の必要な児童生徒が多いと聞いておりますので、その辺の状況は特に詳しく伺いたいと思います。

○杉森弘之　議長　染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫　教育長　牛久市内の支援を要する子供たちのための支援学級が年々増加している状況です。国の調査を見ても１０年で約２倍、牛久市の小中学校でも特別支援学級は平成２９年度から令和３年度までで３６学級から６２学級になっています。特別支援学級は１学級が８人定員ですので、児童生徒数は１６１人から３８０人に増加しています。おくの義務教育学校は８学級あり、１７．２％という状況です。これは障害に対する理解が進み、個々の子供の教育的ニーズが多様化してきており、それに応えるように学級数が増えています。以前は、障害があるといった診断を受けなければ特別支援教育を受けられなかったものが、その子がどんなことで困っているかによって特別な支援を受けられるようになったことが背景にあると思います。

また、通常学級にも支援の必要な子供はおります。国の調査では、通常学級の中で６．５％は何らかの形で支援の必要な子供たちだと言われています。牛久市の児童生徒は６，９００人近くおりますので、通常学級の中でも４５０人近くは支援の必要な子供になります。

こうした子供たちは近年急に多くなったのではなく、以前から、教えてもなかなか覚えるのが苦手な子供、書くのが苦手な子供、相手の気持ちを読むのが苦手な子供、音に敏感で飛び出してしまう子供、約束をすぐ忘れてしまう子供、自分の興味のあることだけに集中する子供であったりしました。こうした子供たちは、時にからかいやいじめの対象になってしまったり、何度も先生に叱られる中で自己肯定感が下がってしまい、学校が楽しくなくなり不登校になっ

たり、問題行動につながるケースもありました。

こうした子供たちの教育のニーズに対応するために、通常の学級、通級指導教室、自閉症・情緒障害学級、知的障害学級、言語障害学級、さらには特別支援学校といったように連続した教育環境を整えていますが、普通学級でうまく学べなくて苦戦している子供もおり、先生たちは様々な支援の方法を学んでいます。

しかし、障害は人間の多様性の表れだと思っています。多様性を認め、自立した人間を育てることは学校の役目だと思っています。そのためにも障害のある子もない子も一緒になって学ぶ学級づくり、学校づくりを目指しています。特におくのは、そういった意味では一緒になって学ぶ、学級づくり、学校づくりを目指しているのだと思っております。

○杉森弘之　議長　池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　教育長、ありがとうございます。私も耳が痛くて、当時だったら、私もその４５０人に入ってしまうのかなという形で聞かせていただきました。

次に、児童クラブにおける支援の必要な児童の状況について伺います。支援の必要な児童が放課後児童クラブを利用することもあると思いますので、その人数や日常の生活なども伺いたいと思います。

○杉森弘之　議長　川真田英行教育委員会次長。

○川真田英行　教育委員会次長兼学校教育課長　市内８つの小学校及び義務教育学校に設置している児童クラブに入級している児童数は、令和３年１１月１日現在で１，１５０人で、そのうち特別支援学級に所属している児童数は５１人です。おくの義務教育学校児童クラブの入級児童は、令和３年１１月１日現在で７３人で、そのうち特別支援学級に所属している児童数は６人です。

児童クラブは、勉強を教える場ではないため学習指導は行いませんが、特別支援学級に所属している児童が常に特別な注意を払わなければならない状況にあるわけではなく、ほかの児童と一緒に落ち着いて生活しています。おくの義務教育学校児童クラブの児童についても同様です。

○杉森弘之　議長　池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　様子はよく分かりました。

学校現場における特別支援の状況について説明いただき、その数字を聞いて、改めて苦労しているのかなと思ったんですけれども、実際は落ち着いているというので、そんなでもないのかなというちょっと微妙なあれで、私が学校に見に行った中では、注意深く先生たちが見たりなんかしているから、言うこと聞いてやっているんじゃないかなと映る場面もあったので、今の答弁を聞いて、ちょっと私の頭の中とは違うんだなと思ったんですけれども、ありがとうご

ざいました。

次に、そのような状況の中で、現在どのような対応がなされているのか。また、しようとしているかについて、何点か質問したいと思います。

まず、支援の必要な児童生徒への対応として、ＩＣＴの活用についてです。昨年国のＧＩＧＡスクール構想もあり、学校現場では子供たちに１台、１台のタブレットパソコンが配られました。聞くところによると、支援の必要な児童生徒への対応として、電子教科書の活用等、ＩＣＴを活用した対応が有効であると聞いていますが、教育委員会ではどのような考えなのかを伺いたいと思います。

また、学校現場で支援の必要な児童生徒に対して、どのようにＩＣＴが活用されているのか、その活用状況についてもお聞かせください。

○杉森弘之　議長　染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫　教育長　障害のある子供にとって、一人一人のニーズに合わせた適切な教材を活用することで、様々な困難を取り除いたり、減らしたりすることができます。ＩＣＴの活用はそうした子供たちの可能性を広げる機器として、またこれから進めようとしているインクルーシブ教育、障害のある子もない子も共に学ぶ教育の推進に非常に大きな役割を果たすと思います。

牛久市では１人１台のタブレットが入るとともに、普通学級だけではなく、特別支援学級にも大型のディスプレーが配置されています。学習に集中できない子供、衝動性のある子供、姿勢が崩れやすい子供、問題を読み取ることが苦手な子供にとって、大型ディスプレーを利用した視覚的な情報を提示することで、子供の興味関心を引いたり、理解の促進に役立っています。

また、書くことや読むことに難しさがある子供にとっては、大型ディスプレーにタブレットを接続して、学習ソフトウエアを映しながら学習を行うことも効果的です。

また、話したり書いたりするのが苦手な子供にとっては、動画を見せた後にその内容について口頭で説明するといった活動も効果的です。

また、読みの苦手な子供にとって、デジタル教科書を用いてある部分を拡大したりラインを引いたりして学びやすくすることもできます。

また、ＭＩＭという特殊音節を学ぶのに適した学習ソフトがあります。これは「ねこ」と「ねっこ」のような発音の苦手な子供に対して音声と絵とリズムで学ばせることで上手に発音できるようになります。

また、日常の特別支援学級の子供たちの学びを見ていると、七夕集会で自分たちの出し物を撮影し改善点を考え合ったり、タブレットを使ってパワーポイントを作成し、友達の前でプレゼンテーションしたり、インターネットを使いながら目的地までの経路や乗車駅を調べたりす

るなど、生き生きと学んでいる様子がたくさん見られました。子供たちが互いに関わり合いながら、学ぶ中にＩＣＴを取り入れることで、より効果的な学びが保障されると思っております。

○杉森弘之　議長　池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　発音の機械というのは私も試してみたいです。ぜひ今度、教育長やらせてもらいに行きます。

続いて、支援の必要な児童、生徒への対応とアクティブラーニングについてです。

支援の必要な子供たちにとって、アクティブラーニングの学び方は、私は非常に難しいと思われるのですが、いかがでしょうか。牛久市は学び合いというアクティブラーニングを１０年にもわたり続けてきたと伺っています。もちろん私も承知しています。

私のところに、一部の保護者の方からは、この学び合いについて、グループ学習では学力が伸びないから、うちでは塾に２か所行かせているから何とかなっているんだとかという意見もたくさん入ってきます。私はそんなときにその親御さんに、私たちは学校の先生が黒板に書いて、それを写して、授業の５分前に、私の場合でしたら「おい、池辺何か質問ないか」みたいなことを言われて、「ありません」と答えます。そうしますと逆に質問されて「分かりません」と答えると、「なぜ聞かないんだ」とよく言われます。しかしそれは、授業の内容が正直全く理解できてなくて、どこを質問していいか分からないので質問ができないんだと、私はもうへ理屈は得意なので、そういった形で散々言ってきて、また職員室に呼ばれて怒られたとかいうそういうことがあって、「どうですか、お母さんのときもそういうことがなかったですか」と保護者の方にはよくそういった説明をします。それよりも、今の本当に教育長が推進しているその学び合いは、自ら学んでいく能動的な授業で、人に教えたり共に学び合うということはすばらしいなと思うのは、一つ、何かこれが例えばコップとしたら、そのグラスとかいうものを説明するのに、これガラスでできているよね、これ丸いよねと人に説明することによって、自分の意識というか、覚えることがまた限りなく１０に近づいていくのではないかと思うのです。例えば全然分からないことを人に教えるというのは、自分も８割以上理解していないと人にはなかなか説明できない。それを学校の授業の中でやっているというのは、すごいすばらしいなと思って、その部分も私は今回とちょっと違うのですけれども、親御さんにはそのように説明しています。

続けます。すみません、余計なことを言っちゃって。

これだけよいことだと思うのですけれども、いろいろな意見を出し合って話し合うことは、男女間や友達間の関係もよくなると本当に思うのです、学び合いを通じて。牛久市が進めてきた学び合いは、全国各地や外国からも視察が入っているとも聞いており、どこに出しても恥ずかしくないと思っています。

しかし一方で、その能動的な活動である学び合いの授業の実態は、支援の必要な子供たちにとって、私は難しいと思うのですが、支援の必要な子供たちへの対応として、どのように学び合いが行われているのか。また、そのことがどのように、もしも有効ならば、どのように有効なのかを伺います。

○杉森弘之　議長　染谷郁夫教育長。

○染谷郁夫　教育長　おくのの現状とそれから学び合いを導入した経緯をお話ししようと思っています。

まず、おくののことなのですが、支援の必要な子供たちが一番多く在籍しているのが、おくの義務教育学校です。小規模特認校の制度を使って多くの子供たちが通学していますが、その中には支援の必要な子供やいろいろな事情を抱えた子供たちも多くいます。そうした子供たちがおくの義務教育学校では生き生きと学んでいます。

なぜ生き生きと学んでいるかというと、一番の特徴は、おくの義務教育学校の子供たちは障害のある子供を障害のある子供として受け入れていないところがあります。普通の子供として受け入れ、普通に接しています。逆に障害のある子供たちと接する中で、おくの義務教育学校の子供たちの中にも温かさや優しさ、思いやりが育っています。このようにみんなが一緒になって学び合い育ち合う「学びの共同体」の学校づくりの文化がおくの義務教育学校に根づいていると思います。

学びの共同体の学校づくりとは、どんな話でも最後まで聞いてくれる仲間がいる、間違っても許してもらえる仲間がいる、教えてと聞かれたら最後まで教えてくれる仲間がいる、そんな安心できる学級の中で、多様な個性を持った子供たちが高い学習課題に向かって互いに学び合うことを通して、本当に考える力や人と関わる力、優しさ、思いやりを育てています。

また、地域の方々とも学び合っています。授業の中に地域の方々が入っていただくばかりでなく、放課後や土曜日や日曜日もカッパ塾という形で地域の方々から多くのことを学んでいます。

さらに、おくの義務教育学校ではフランスのパリのユネスコからユネスコスクールの認定をいただいておりますので、海外の多くの子供たちと交流しています。インドネシア、リトアニア、台湾、オーストラリアといった海外の学校と交流しながら、自分達の地域の課題を投げかけています。そこでは、言語も肌の色も習慣も文化も違う子供たちがたくさんのことを学んでいます。

子供たち同士で学び合い、地域と学び合い、海外と学び合う中で、多様な価値観に触れています。こうした学びが多様性の文化を生んでいるのかもしれません。自分と違うことが当たり前、その違いがあるからこそ多くのことを学び成長するのだということを実感しているのかも

しれません。

将来、子供たちは地域社会に出ていきます。そこは多様な人々が共に生きている社会です。また、これからの日本は少子高齢化がさらに進み、人口が急速に減少していきます。そのような社会において必要な人材は、みんなと同じようなことが効率よくできる人間ではなく、多様な特性や個性を持った人々と協働しながら新たな価値を創造していく人間です。そうした子供をおくの義務教育学校ばかりでなく、牛久市内の全ての学校で育てています。

しかし、ここには先生方の高度な指導技術が求められます。私たちが１０年間続けてきた学び合いという授業づくりが、アクティブラーニングの授業づくりとして文部科学省も進め始めました。これからも多くの大学の先生方の力を借りながら、教育委員会も支援を続けながら、支援の必要な子供ばかりでなく、全ての子供が幸せになるような学校づくりを進めていきたいと思います。

ここで１０年前に学び合いということをスタートしたときに、学校に４つのお願いをしました。１つは、違いがあることがいいことなんだと。みんな同じじゃなくて、違いがあるから人は学び、育つんだということが１つです。

２つ目は、先生たちは、教えることが得意な先生より学ぶことが得意な先生になってねと言っています。教えることが得意な先生だと、どうしても「何度言ったら分かるのよ、どうして分からないの」と、この言葉が出てしまって、子供たちがうまく学べないということがあるので、子供たちから学ぶ。何でこの子は寝ちゃうんだろう、何でこの子はこんなこと言うんだろう、何でこの子は出ていっちゃうんだろうって、子供を丁寧に観察して学ぶと、自分の授業も変わるのではないかということを大切にしています。先日、須藤議員が、障害者がケアマネを育てるということがありましたけれども、学べない子供が先生たちを育てるのかなと、そういうことを言っています。

３つ目は、教科書にとらわれないで、とても高いレベルの授業をしてねと言っています。一番先頭を走る子も分からないような、常に学習課題を置いておくことで、みんなの学びが成立するんだなということで、高いレベルの課題をつくるためにも、現実世界と授業をくっつけて学べたらということを言っています。

４つ目が、子供の支援に関わることなのですが、分からない子供に積極的に教えないでねと言っています。分からない子供も、分からないのに考えているところに友達が教えちゃうと、おせっかいになったり、上下関係ができてしまうのですね。なので、まず見守ってねと。分からない子は、分からないときに助けて、教えてという人に依存する仕方を、分からない子に丁寧に教えています。助けて、教えてということを言える子供は、将来自立していけると思っています。助けて、教えてと言ったら、今度は分かるまで関わってあげてねと。分かるまで関わ

って、相手の知識体系で教えることによって、自分が深い学びになるんだよと言っています。今度は、教えてもらったら、ありがとうと返すんだよと言っています。ありがとうは、喜びの種をまく言葉だよと言っています。そうすると、こっちは自分の学びが人の役に立つと。学びというのは、自分のためだけでなく、人にも役に立つんだなと思うだろうと。こんなことを当初からずっと言っています。

こんなことを１年から中３まで全部の学校でやっていくことによって、前回の議会で石原議員がおっしゃったような、思いやりとか優しさというものが、学力向上とともに授業でも育っていけばなと。これが、全ての学校で小１から中３までそんなことをやりながら優しくなっていった子供たちは、１０年、２０年たつと牛久市民になりますので、牛久市がすてきなまちになるかなと。そんなこともあってスタートした次第ですが、育った先生たちが人事異動でどんどん出て行ってしまったというのが現状ですので、これを言い続けなければならないというのが、自分の仕事かなと思っている状況です。

○杉森弘之　議長　池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　教育長、本当にありがとうございます。学び合いのすばらしいところをたくさん教えていただいた答弁で、本当に先ほどのあれじゃないですけど、教えていただいてありがとうという言葉を返したいと思います。

最後に、児童クラブの支援の必要な児童への対応についてです。牛久市の児童クラブは支援の必要な子供たちへの対応として、専門の先生を配置しているとも聞きましたが、どのように行われているのか伺います。

○杉森弘之　議長　根本洋治市長。

○根本洋治　市長　特別支援学級の児童が、児童クラブにおいても必ずしも支援が必要な児童とは限りません。一方、通常学級においても、入級している児童の中にも支援が必要と思われる児童がいます。障害の種類、程度が明確ではなく、障害を強く持った子供から僅かに持った子供まで多様な子供たちが連続しており、みんなが関わり合いながら生活している状況です。そのため牛久市では、支援員を対象とした研修の機会を多くしています。

障害のある児童については、対応の仕方で症状が軽くなることもあります。しかし、家庭教育に協力を求めても、保護者の理解を得ることが難しい場合があります。保護者対応も支援員の悩みの一つです。

障害の種類や程度が明らかな児童については、児童クラブの支援員が対応方法を学んでおります。例えば、決められた時間に決められたことができない児童については、その子に応じた作業や学習内容を用意しています。また、パニックになる児童については、パニックになる前に落ち着かせる空間を設置したり、学校から余った机をもらい、教室の隅に置いています。支

援の方法はそれぞれの児童によって違いますが、複数の支援員でその児童を注意深く見守り、その中から適切な支援の方法も探っていきます。

また、支援員が互いの支援の仕方を交流しながら、その児童に対して個別の対応をしています。さらに、特別支援教育の経験を有する放課後児童支援員を１名任用し、各児童クラブを巡回しながら、支援方法等について助言できる体制をつくっています。

１２月ともなると、支援員は発達障害がある児童に対しての接し方についても学習し、児童自身も児童クラブの生活に慣れてきているので、どの児童クラブもおおむね落ち着いて穏やかに生活している状況です。

○杉森弘之　議長　池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　今日はいろいろ聞いて、本当によかったです。

先ほど教育長が言った学び合いですけれども、こういった形で牛久市の教育とか、パンフレットでも、もう以前、１５年には１，０００人近い、ちょっと大げさでした。七百何人の世界中の人がその中学校に来て、学び合いを学んで視察というのですかね、いました。そのときに私も行かせていただいて、本当にこの辺にインド人ですかね、この辺につけたような人まで来て、学び合いを学んでいたことが印象的です。

その学び合いが特別支援にもいろいろな形で生かされているのを、今日は本当に教育長自らいろいろ語っていただいて、私は今回この質問をしたのは、実はこの間の総選挙がありまして、そのときにおくの地区とかも回らせていただいて、ある、私も自民党なので、その議員を応援させていただいたときに、全然それとは関係なくて、向こうのおくの地区の支援者の方に、特別支援の生徒ばかりをおくのに入れて、こちらはそういう学校にするつもりで根本市長は考えているのということを言われたので、決してそういったことはないということで、やはり子育てを離れてしまうと、特別支援のクラスが、私も今こういった議員をさせてもらっていますから分かりますけど、特別支援のクラスが８名だというのすら知らないんですよ。ですから、クラスが例えば８クラスとか何とかあると、昔の私たちの感覚だと、何々学級なんて言って、そこにもう１０人とか１５人入れて、１つのクラスでやっていたんですよ、私たちの頃のそういった特別なクラスは。そうすると、その人たちは誤解してしまって、それが例えば８クラスあったら、１００人近い生徒がこっちへ来るのかみたいな形で思ってしまって、ですから一般のクラスですら３５人学級だというのも、もう子育てが終わってしまっている方は分からないんですよ。ですから、うまく言えないですけど、今回こういった形で皆さんにお話をというか、質問させていただいたのは、申し訳ないですけど、この答弁書を私はその方に、このまま答弁書を見せてもいいですかね。それを最後にちょっと許可していただけるかどうかだけ答弁をいただいて、ほかはもう全く答弁要りませんから。

○杉森弘之　議長　池辺議員に申し上げます。ただいまの質問は執行部に対する質問とは性質が異なりますので、お控えいただきたいと思います。

○１０番　池辺己実夫　議員　すみません。逆にでは、これはどこに聞いたらいいですか。

○杉森弘之　議長　この一般質問の中で、そういう質問については答弁することはできませんので、別の場を考えてください。

○１０番　池辺己実夫　議員　じゃあ、すみません、俺、しつこくなっちゃって申し訳ない。じゃあ、議長に聞きますけれども、これは議長を通して聞けばいいのですか。

○杉森弘之　議長　この場で質問、答弁をするような内容とは違います。

○１０番　池辺己実夫　議員　いやいや、だから一般の人は、一般じゃなくて、その執行部とか、教育委員会に聞いているんじゃなくて……、議長を通じて……。

○杉森弘之　議長　ここで暫時休憩いたします。

午前１１時２４分休憩

午前１１時２５分開議

○杉森弘之　議長　会議を再開いたします。

池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　最後にすみません、私が勉強不足のためにいろいろ御迷惑かけてどうもすみませんでした。では、この件は後でゆっくり聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○杉森弘之　議長　以上で、１０番池辺己実夫議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は１１時３５分といたします。

午前１１時２６分休憩

午前１１時３７分開議

○杉森弘之　議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第６７号の１件、意見書案第１５号の１件が提出されましたので、報告をいたします。

次に、エスカード牛久ビル及び牛久シャトー対策検討特別委員会委員長から、エスカード牛久ビルの公共施設整備に関する検討結果報告（中間報告）がございましたので、これをサイド

ブックスに搭載しておきました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第２、議案第５６号ないし日程第１２、議案第６６号の１１件、日程第１３、意見書案第１４号の１件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――○―――――――――――――――――

議案第５６号　牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５７号　牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５８号　牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第５９号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第５号）

議案第６０号　令和３年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６１号　令和３年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第１号）

議案第６２号　令和３年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第６３号　令和３年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）

議案第６４号　令和３年度牛久市下水道事業会計補正予算（第２号）

議案第６５号　市道路線の路線変更について

議案第６６号　工事請負契約の締結について

意見書案第１４号　土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について

○杉森弘之　議長　これより議案第５６号ないし議案第６６号の１１件、意見書案第１４号の１件について、順次質疑を許します。

ここで、質疑発言者並びに答弁者に申し上げます。

質疑発言は明瞭簡潔に、その範囲を超えないようにお願いいたします。また、答弁に際しましては、的確かつ簡潔明瞭にされるようにお願いいたします。また、所属する委員会に付託されます案件に対する質疑は、極力委員会で質疑されますようお願い申し上げます。

初めに、議案第５６号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第５６号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５７号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第５７号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５８号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第５８号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第５９号についての質疑を許します。１０番池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　議案第５９号令和３年度一般会計補正予算（第５号）について質問します。

今補正予算には、牛久シャトー株式会社の経営安定化を図る目的で２，０００万円の補助金が計上されております。この補正予算について、３点の質問をいたします。

先月下旬、新聞の朝刊に牛久シャトー株式会社の経営危機を伝える記事が掲載されました。１月末には資金が行き詰まり、いわゆる資金ショートして、その資金ショートを回避するために２，０００万円を投じるということで、円満復活を願う、願って始まった、再生復活を願って始まったシャトーの歩みを止めてはならないという考えで入れるんだと思います。

そこで、まず１点目の質問として、牛久シャトーの経営状況がこのような状況になってしまった原因をどのように考えて、今後もシャトーを市民の財産として維持をしていくために、市としてはこれよりももっと支援策を考えているのかというのが、まず１点目の質問です。

２点目が、牛久市が牛久シャトー株式会社に求めた独立採算制でという方式は、経営の仕方は本当に正しかったのかなというのが自分の中では疑問で、プラス、このような状況になるまでは何も言ってこなくて、支援もしたのか、しなかったのか、しないようにしか聞こえないのですけれども、そのことが２点目の質問です。

３点目は、これ非常にちょっと私は聞きたいところなんですけど、資金ショートして牛久シャトー株式会社が倒産した場合、牛久市はどんなふうに、２万２，０００でしたっけ、署名受けたり、３１０の団体から寄せられた嘆願書に込められた思いでやったわけですよね。それで、牛久シャトーは重要文化財以外の建物にしちゃうのか、解約して、その３つを聞きたいのでよろしくお願いします。

○杉森弘之　議長　吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳　経営企画部長　まず、第１問目の牛久シャトーの経営状況がこのようになってしまった原因をどのように捉えているかという点につきましては、赤字に陥った最大の原因というのは、新型コロナウイルス感染拡大にあるものと捉えております。事業開始当初におきましては、議会でも説明があったように、牛久シャトーは３年での黒字化が可能という見込みでスタートしたわけでございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大による外出の自粛であったりとか、緊急事態宣言等の影響を受けまして、外食産業あるいは旅行業界、そういうものが大きく打撃を受けたということから、当初の計画とは大きく違ってしまったものと認識して

おります。

それと、牛久シャトー株式会社からの報告としては、観光客の減少に伴ってのショップ、レストランの売上げが減少し、また地元の団体客等を対象としました忘年会、宴会などのレストランにおける団体利用の減少、これが著しいとの報告を受けております。

さらに、当初転貸することで利益を見込んでおりました、ラ・テラス・ドゥ・オエノンと駐車場側にあります旧パン工房ですかね、この２つについては、数件の問合せというのが今までありましたけれども、やはり現在の厳しい状況下においては、出店してくれる、借りてくれるまでには至らなかったという報告を受けているところでございます。

必要と考えている支援策ということですが、これまでも申し上げてきましたとおり、牛久シャトー株式会社は第三セクターとして独立採算での運営を前提として考えてきたわけでございます。その考えに変わりはないのですけれども、今回シャトーから提出された収支見込みにおきましても、コロナが収束に至ってくれれば、黒字化の転換が可能であるとの見通しの報告がされているわけです。ですので、これまで同様、第三セクターによる独立採算での運営という基本的な考えには変わりありません。ですが、牛久市としましては、これまでも行ってきたように、市民の皆様が牛久シャトーにお越しいただくきっかけづくりとして、景観の改善なども含めて、シャトーのボランティアも含めました除草作業、そういったことも行ってきましたし、シャトーに来ていただかなければ何も始まらないので、昨年度、最終的には中止になってしまいましたけれども、観光協会主導によります文化庁の補助事業を受けたナイトタイム事業であるとか、あるいは先月、民間事業者による牛久シャトーマルシェなども行われまして、非常ににぎわったという報告も受けておりますので、それと同時に、来年２月に実は開催予定の日本遺産のフェスタ等のイベント等の開催の協力であるとか、それ以外にもふるさと寄附、その他関係会員の中で連携のありますＪＲ東日本等の駅を活用したシャトーのＰＲというものを今後も継続して行っていきたいと考えておりますし、基本的には第三セクターの独立した運営を前提に、市ができることはできる限り協力していくという考えに変更はございません。

それと、２番目の質問で、独立採算という方針は適切であったかという御質問でございますけれども、まず第三セクターの運営に関しましては、総務省が示す第三セクター等の経営健全化に関する指針において、第三セクター等の経営は地方自治体から、地方公共団体から独立した事業主体として自らの判断と責任に基づいて遂行することが原則と示されていることから、独立採算での運営を求めて、資金調達につきましても、同指針において自主的な資金調達を基本とすべきとされていることから、牛久シャトー株式会社自らの努力による財源確保を模索してまいりました。ですが、結果として資金ショートが免れないという状況になったことを受けて、これまでの市による追加の財政支援は行わずに、独立採算での運営を求めるという方針に

変更はないのですけれども、同社が倒産等に至って、また再びシャトーが閉鎖になってしまう、そういった事態になったときの市民への影響等を鑑みて、最終的にこれは市長の政策判断となろうとは思うのですが、その判断の中で最終結論として市から補助金を出すというような結論に至ったわけでございます。

それと、最後の質問ですね。会社が仮に倒産した場合に、どのように今まで嘆願等、署名を寄せられた市民に対して応えていくのかということでございますけれども、議員の今御質問の中にもあったように、市内外の団体ですね。３１０の嘆願書と２万２，８９２人の市民によります署名を受けて、牛久シャトーの継続策として実施したものが、現在の牛久シャトー株式会社の設立と、並びに牛久シャトー株式会社による牛久シャトーの運営でございます。

これまで牛久シャトー株式会社では、牛久シャトーを継続するために、民間からの資金調達や業務提携等も含めまして様々な方策を検討してまいりましたけれども、結果として資金ショートは免れないという状況となったことから、本当に最終手段ではございますけれども、市からの支援ということを本議会に御提案申し上げた次第でございます。これがかなわずに会社等が倒産した場合には、これまでの状況と牛久シャトーのオエノンホールディングスへの返還も含めて、市民の皆様に状況をしっかりと説明して、また理解を求めていくほかないのではないかと考えております。

また、現在、牛久シャトーの所有権はオエノンホールディングスが所有しておりますけれども、同社との賃貸借の契約を解除せざるを得ない状況になった場合には、当然文化財部分、以外というのは、所有権、賃貸借権が解除されてしまいますと、ウエノンホールディングスとして法的な規制はあるかと思いますけれども、開発等が行われても、それは可能性としては否定できるものではございません。

○杉森弘之　議長　池辺己実夫議員。

○１０番　池辺己実夫　議員　すみません、２点目の質問に関することで、２点目と３点目のところのやつで、ちょっと再質したんですけど、市で最初に１億円渡してやってくれみたいな形で始まったわけじゃないですか。ただ、あそこ６万坪もあるようなところで、例えば多分もう知っていらっしゃると思うのですけれども、かなりいろんな形で老朽化しているんですよね。それを牛久市とオエノンで契約するときに、普通例えばマンション借りてじゅうたんが剝がれているとか、最初からですよ、そういった場合って大家が直すじゃない。不動産、間が、例えば牛久シャトーが、ごめんなさい、牛久市役所が牛久シャトー不動産だとしたら、オエノンと、自分が例えば借りているとしたらですよ、そしたら例えばその何だ、オエノンホールディングスに牛久市はもっと言えないんですか、例えばこの館を直してくれとか、ここのタイルがもう割れているから、こんな感じじゃ駄目だとか。まるっきりもう言いなりで借りて、それでだっ

て５，０００万円ずつ払って１０億、俺何かちょっとおかしいと思うんですよ。そういう交渉はまずしているのかというのが一つと、もう一つは、じゃあ最悪は返しちゃったら向こうのものになっちゃうわけだから、レンガ造りのところしか残らないけれども、それは市民に理解してもらうという形の回答でいいんですよね。

○杉森弘之　議長　吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳　経営企画部長　賃貸借契約の中には、当然現在の設備関係に関しましては、所有者であるオエノンホールディングスのほうで、牛久シャトー株式会社が使うものに関して、当初から壊れていた、あるいはそういったものに関しては修理をしていただけるようになっておりますので、設備関係の修理等に関しては行ってもらっておりますし、文化財の部分に関しましては、明治の建物ですので、見た目は古いのですけれども、耐震工事を行ったりとか、そういうことで十分な強度はあります。ただ、老朽化している部分に関して、雨漏りがしたりとか、そういったことも出てきた部分に関しましては、オエノンホールディングスと相談しながら、オエノンホールディングスが基本的には直すという形にはなっておりますけれども、文化財の部分に関しましては、国からの補助も出ますので、その補助が出た際には牛久市が協調補助を行う。これは耐震工事のときにも同じようなことをやりましたし、ただ今回１２月補正にも一部３２万３，０００円だったと思いましたが、修理の関係の補助金が上がっております。これに関しましては、文化庁の補助というのは１００万円を超えた修理から適用になるということで、それ以下のものは出ないということで、今回はオエノンホールディングスと当市で半分ずつ持つというような状況で予算を計上させていただきました。

最後の質問がよく分からなかったのですけれども。

○杉森弘之　議長　第２問がよく分からなかったということですので、それを。

○１０番　池辺己実夫　議員　シャトーの部分しか、最後残らなくなってしまって、市民へ説明できるのかということと、例えば酒の免許とか、消防法の許可とか、下りなくなってしまうと思う。そういうのも市民に説明できるのかというのをちょっと聞きたかったです。レンガの部分しか結局残らないじゃないですか、文化財以外は。

○杉森弘之　議長　吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳　経営企画部長　酒造免許等に関しましては、当然牛久シャトー株式会社、第三セクターに対して許可されたものでございますので、第三セクターがもし解散等になった場合には、その免許はなくなるということでございますので、そういったものも含めて説明というのは我々に責任があると考えておりますので、説明はしたいと考えております。

また、先ほど申し上げましたとおり、文化財の部分というのは、開発等、そういうことは触れない部分でございますけれども、それ以外の部分に関しましては、オエノンホールディング

スが例えば駐車場部分に何かほかのものを建てたりとか、そういったことをやる。あるいは、分譲して宅地化してしまうとか、そういうこともちろん考えられますけれども、それはあくまで仮定の話でございますので、今すぐにどうのこうのとか、今我々は維持していくために補正予算を計上させていただいた中で、もうそれが否決されるような前提でのお話というか、そういう想定は今あくまでしていないという状況でございます。

○杉森弘之　議長　ほかにありませんか。１６番黒木のぶ子議員。

○１６番　黒木のぶ子　議員　議案第５９号一般会計補正予算（第５号）につきまして質問したいと思います。ページ数は２３ページ、７款商工費１項商工費３目観光費、０１０８、事業名、牛久シャトーを利活用するにつきまして数点、５点ほどの質問をいたします。

１つ目といたしましては、なぜコロナ前におかれまして、牛久シャトーが閉鎖した、その理由につきまして、分かればお聞かせいただきたいと思います。

２つ目といたしまして、先ほど来、御説明がありましたが、第三セクターにつきましては、独立採算制が当たり前と説明を受けましたが、例えば全額、今回牛久シャトーの場合は利益が、全額補助していまして、その際利益が出た場合の会計処置についてはどのようになるのか伺いたいと思います。

続きまして、３番目といたしまして、資金ショートについて、市は牛久シャトー株式会社からいつ報告を受けたのですか。その辺につきましてお聞きしたいと思います。

４番目といたしまして、牛久シャトー株式会社へ今回のような補助金としてではなく、貸付けについての考えは、起こったというか、貸付けとしての考えはできなかったものなのでしょうか、その辺につきましてお聞かせください。

５番目といたしまして、今まで牛久シャトーへの資本金以外の資金投入の合算ですね。合計額につきまして、伺いたいと思います。

○杉森弘之　議長　吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳　経営企画部長　まず、第１問目のオエノンホールディングスが撤退した理由でございますけれども、オエノンホールディングス株式会社のリリース情報の中では、外食産業を取り巻く事業環境が厳しいこと、及び牛久シャトー敷地内での飲食、物販事業における業績回復の見込みが期待できないとの判断に基づき、撤退が決定されたとの発表がなされております。当市におきましては、それ以上の内容については承知しておりません。

次に、第三セクターが仮に黒字になった場合という御質問だと思うのですけれども、この場合は会社法の規定に基づくものとなりますので、黒字化した場合には、財務処理上は利益剰余金としての処理がなされるわけでございますけれども、その剰余金が発生した場合には、株式会社が取れる手段としましては、内部留保に回すか、もしくは株主配当のいずれかになるかと

思います。株主配当の場合は、株式会社の義務ではございませんので、会社法では株主総会での議決を受けることのほかにも一定の要件等がございますけれども、同法第４５３条では、株主に対して剰余金を配当することができるとされていることから、黒字化された場合には株主配当をすることもできますけれども、これはあくまでその会社の財務状況によって判断されるものと考えております。

続いて、３番目は、牛久シャトー株式会社から資金ショートの牛久市への報告時期ということでございますが、牛久シャトーからは昨年度中より逐次、観光客の動向であったり、レストランの状況等と併せまして、牛久シャトー全体の経営状況が大変厳しい旨の報告は、市では受けておりました。正式に数値として提出がなされたものは、税理士の立会いの下、令和２年の決算報告に併せまして、川口社長より説明がございました、本年４月末でございました。その当時の川口社長の見込みとしては、今期も赤字、黒字化はちょっと難しい。それと、今年度末、または来年度当初頃に資金ショートの可能性があるという報告がされておりました。

これを受けまして、当初３年での黒字化ということが見込まれるからスタートを切ったわけなので、黒字化が図れるのかと。黒字に転換するまでの間に何の方策が打てるのかというのを協議しながら、その後、再生を前提とした法的な手続の可能性や、民間金融機関、そして政府系金融機関などの融資ですね、そういったものも考えながらやってきたわけでございます。さらに、民間企業からの出資や提携、そういったものも模索しながら、協議のほうはそれぞれ進めてまいりました。

その後、９月に提出されました収支見込みの中では、本年度の２月時点で資金ショートの可能性というのが示されました。最終的には１１月中旬に提出された収支見込みにおいて、１月末での資金ショートの可能性が示されたものでございます。

続いて、貸付金ではなくて補助金となった理由という御質問だったと思います。これは、前日の一般質問の中でも一部御答弁申し上げていますけれども、まず牛久シャトー株式会社の支援につきましては、新たな出資であるとか貸付け、あるいは補助金と３つの対応も含めて、同時に税理士あるいは弁護士等の意見も参考にしながらあらゆる手法を検討してまいりました。

まず、総務省が示す指針では、安定的な財政運営及び経営確保という観点から、短期での貸付けというのは適切ではなく、長期貸付けまたは補助金による対応が望ましいとされております。しかしながら、貸付けを行う際には、債権回収という観点からも担保が必要となります。牛久シャトー株式会社には担保となる資産がないこと。また、貸付けを行った場合、同社における負債が、前回の報告でも上がったように、現在赤字での決算がされていますので、負債が膨らみまして、決算状況をさらに悪化させるということがあると思います。現時点の見込みでは、貸付けをしても、それは償還するのに困難であるということ。ですから、貸付けは適さな

いという判断をいたしました。現時点で、今土地賃貸料に関しましても猶予している状況の中で償還するのは非常に難しいということでございます。

次に、新たな出資あるいは増資という検討も行いましたけれども、本来、現状の会社に対して新たな出資や増資というのは、新規事業を行うとか新たな取組を行う際に資金調達の意味で支出するものでありまして、今回の牛久市から行う支援というのが、そういった新規事業ではなく、今の基本でやっていることが、赤字で資金ショートする危険があるということですから、それに対しての支援と考えておりますので、これは増資ではそぐわないという判断をしています。

以上のことから、出資及び貸付け、補助金等の手法というのを検討する中で、最終的には補助金による支援というものを選択したということでございます。

○杉森弘之　議長　吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳　経営企画部長　すみません、答弁漏れです。

今までのシャトーへの補正予算ということですけれども、資本等の補助金というのがまず最初に設立を目的とした牛久シャトー株式会社の設立の経費と施設の借上料として、令和元年１０月に１億４，５１６万４，０００円、これを補正予算として計上させていただきました。

続いて、令和２年９月にワイン文化の保護継承を目的としますワイン文化日本遺産協議会への負担金並びに本市の文化芸術課がシャトーに一部事務所をお借りしておりますので、それの施設利用に係る事務所負担金としまして、令和２年９月に２，６６５万４，０００円を補正させていただいております。

続いて、本年６月に補正予算でワインの醸造再開を目的とします牛久シャトーワイン文化復活事業補助金としまして５００万円の補正予算の出資を行っています。これの原資に関しましては、株式会社ＺＯＺＯの創始者であります前澤友作氏からのふるさと寄附５００万円、これをそのまま補助金として出したものでございます。

議会に補正予算として提出したものは以上でございます。

○杉森弘之　議長　１６番黒木のぶ子議員。

○１６番　黒木のぶ子　議員　ただいま部長からいろいろと御説明いただきましたが、これは今までのことなんですね。今回の第５９号議案に関しましては、これからのことと分けて考えた場合ですね。シャトーは牛久市にとりましても重要な役割を担っていることは、誰もが認めていますし、承知しているところであります。しかし、今回のように経営が著しく悪化し、市の財政に深刻な影響をこれからも及ぼすのではないか、その懸念が払拭できないわけであります。

そうした中で、今回の補正予算につきましては、牛久シャトー株式会社から抜本的改革と経

営健全化のための目標設定が示されて、しっかりとした目標設定ですね。ファジーじゃなくて、本当に前に議会に提出された３年を目途に黒字化していく見込みであると説明されているわけですから、そしてまた今回５年を目途に黒字化となりますと、ずるずるということに、その牛久シャトーの、牛久市にとります位置づけが何か担保にされているような形で、本当にどのように判断していいか分からない中で、賛成していかなきゃならないのか、反対していいのかという極めて悩ましい状況の中にあるわけですから、やはりシャトーのしっかりとした経営健全化に向けての目標設定が示された形での今回の補正予算なのかどうか。もしそのようなものがあるならば、やはり議会との共有認識が必要ではないだろうかと考えております。その辺につきまして伺います。

○杉森弘之　議長　吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳　経営企画部長　今後の牛久シャトーの経営改善に向けた取組、あるいは見通しにつきましては、牛久市議会全員協議会で資料として提出しております。その中の裏面のほうで、取組、見通しに関しまして、収益増大に向けた取組であるとか、支出削減に向けた取組といったものを示されておりますので、それを実行していく形で、できる限り早期に黒字化を図っていただきたいというのが我々の思いでもありますし、それを実行するために担当課としても牛久シャトーと協議をしていきたいと考えております。

○杉森弘之　議長　ほかにございませんか。２２番利根川英雄議員。

○２２番　利根川英雄　議員　私の所属する常任委員会ですが、詳しい内容につきましては、明日または委員会でみっちりやらせていただきますけれども、今回の提案というか、１枚のペらで、後の答弁もみんな口頭だけ。こんないいかげんな資料の提出の仕方ありますか。牛久シャトー株式会社は何を考えているのですか。これはもう議会軽視、議会無視、議会をばかにしているとしか私は思えないです。今まであったやつを、じゃあこれを２，０００万円であと４か月ぐらいですか、３か月ぐらいですね。どのように経営を安定化するのか。この資料が全くありません。その資料を提出するかどうか、この資料の提出のことですね。それと、それでは今まで出したものについての返済は全くないのかという問題ですね。この返済計画があれば、その資料についてもお尋ねいたします。

○杉森弘之　議長　吉田将巳経営企画部長。

○吉田将巳　経営企画部長　これからの改善取組内容に関しましては、前回の全員協議会で示した資料の内容ですけれども、さらに詳細な資料、あるいは数字的なものということになりますと、牛久シャトー株式会社と協議いたしまして、提出できるものは予算委員会で提出できるように協議を図っていきたいと考えております。

○杉森弘之　議長　利根川英雄議員。

○２２番　利根川英雄　議員　そんないいかげんな答弁ありますか。議場で議案の審議やっているんですよ。そういうときに明確な資料がないというのはどういうことですか。牛久シャトー株式会社が議会を軽視している、無視していると言わざるを得ないんですよ。どうやってこれ、あと４か月、３か月ちょっとですね、経営安定化していかなきゃならない。その資料を当然今日までに出さなきゃならないですよ。そういうことをしないで、どのように審議しろと。議場で議案に対する審議をしろと言うのですか。これは私は議会軽視だと思うのですが、その点についてどう思うか。それと、先ほど言いました資料を確実に出せということです。それについて再度お尋ねします。

○杉森弘之　議長　滝本昌司副市長。

○滝本昌司　副市長　確かに今回２，０００万円の補助金を予算計上して、議決、審議をお願いしているわけですけれども、基本的に利根川議員がおっしゃっている提出義務といいますか、法的整理をさせていただきますと、法的にです。実際に議会軽視とかなんとかという話は、法的な問題ではないので、それは一旦置きますけれども、法的な整理として、株式会社に請求できる資料というのは会社法で決まっています。その範囲内で、権利義務の関係としては、出すべきかどうか判断している。もしそれに争いがあれば、裁判になるということになっていくのだろうと思います。

それで、そういったことがあるのを前提として、今回できる限りのことを会社にお願いして、出してくださいということを出しました。一番の資料として、私たちも必要としているのは、もちろん今回経営のお金の補助金でございますので、そういったお金を今後どうなっていくかですね。要するに収支ですよね。収支のほうについて、細かく出してくださいということで出していただきました。今回、それをまとめて全員協議会でお示ししたものを出したということでございます。それが信じられるか、信じられないかということに関しましては、これはもうそれぞれの捉え方ですので、私は答弁いたしませんけれども、そういった整理の中で資料を提出させていただきました。

○杉森弘之　議長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第５９号について質疑を終結いたします。

次に、議案第６０号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第６０号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６１号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第６１号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６２号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第６２号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６３号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第６３号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６４号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第６４号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６５号についての質疑を許します。２１番遠藤憲子議員。

○２１番　遠藤憲子　議員　それでは、質問いたします。

今回の議案は市道４号線の路線変更の議案でございますが、担当課に聞きましたところ、工事はこれからだということなのですね。議案提出の経緯について伺いたいと思います。

それと、たしかこの場所に行政区の会館等もこの区間にあったのではないかと思いますが、その辺の動向はどうなのか伺います。

それと、用地買収、当然必要になってくると思いますが、この辺はどうなっているのか伺います。

そして、最後に全体の工事費をどのぐらいと見ているのか、国の補助金、財源構成などはどういうふうに考えているのか伺います。

○杉森弘之　議長　長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一　建設部長　それでは、お答えさせていただきます。

通常、市道の認定につきましては、道路が完成して開発行為の帰属等を受けた後で市道の申請をさせていただいておりますけれども、今回の道路につきましては、これから整備をいたしますという内容で申請させていただいております。その背景といいますか、その理由は、一つは国の補助金を申請したいということで考えてございます。道路法による道路にして、国・県と協議をさせていただきたいのが一つ。もう一つが、土地収用法による租税特別措置法を適用させたいので、市道の認定をしたいということでございます。こちらにつきましては、例えば今完成します２３号線ですとか、ちょっと古くなりますけれども、以前の２１号線も同様にその手法をさせていただいて、同じやり方でやらせていただいております。

続きまして、会館でございますね。今６号線のところがちょうど丁字路になってございます。そこを、会館のところを十字路化にする予定でございます。会館につきましては、新しい行政

区会館が奥のところに完成してございますので、地元行政区からの要望もございます、この事業につきましては。その辺につきましては、よく地元行政区と話をして、進行していきたいと考えてございます。

それから、用地買収なのですが、これから整備するということで、用地買収については現段階では全然行っておりません。設計、測量等々をこれからやることになってございますので、用地買収については全てこれからということでございます。

それと、財源、金額等だと思います。全体の事業費につきましては、これから設計で、詳細についてはこれからやりますが、おおむね事業費としましては、土地、補償、全部含めて５億円ぐらいを考えてございます。約５億円。そのうち国の補助金を活用したいと考えてございます。補助対象内、補助対象外、いろいろございますけれども、補助金としましては２億１，０００万円ぐらいを今のところは考えてございます。質問は４点だったと思います。

○杉森弘之　議長　遠藤憲子議員。

○２１番　遠藤憲子　議員　今、部長の答弁で、国の補助金を先に申請することによって確保したいということが御答弁にありました。今までもそういう２３号線、２１号線ですか、あったということなのですが、このように認定することによって、確実に補助金の交付が実施されるという確約というのは、何らか取っているのかどうか、その辺を伺います。

それとあと、用地買収これからだということなのですけれども、地権者は何人ぐらいおられるのか伺いたいと思います。

そして、先ほどこの議案提出の経緯の中で、措置法に基づくものだということなのですが、こういう手法というのは以前にもこういうことであったということなのですが、その辺の事業の中身、それとそれではない方法での事業完成というか、そういう検討というのはされたのかどうか、その辺を伺います。

○杉森弘之　議長　長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一　建設部長　国庫補助金の申請はこれからですので、もちろんしてございません。確実と言われますと、確実ではないのですけれども、今担当者サイドでもちろん下調査とか、いろんなことはしております。現段階では確実かどうかと言われれば、予定としております。

それから、地権者の数なのですけれども、これから測量設計等に入りますので、正式には地権者の数については、現段階では把握していません。現段階としては把握してございません。

それから、事業の中身、他の方法も検討したかということなのですけれども、これにつきましては、今私たちのところでこのやり方が一番いいということで、そのほかのやり方については検討してございません。補助金の内容につきましては、国土強靱化補助金と、新しく制定された補助金を活用しようと考えてございますので、先ほども担当者サイドで打合せをしている

中では、これが今のところ最善ではなかろうかということで進めております。

○杉森弘之　議長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第６５号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第６６号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第６６号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第１４号についての質疑を許します。１２番加川裕美議員。

○１２番　加川裕美　議員　それでは、意見書案第１４号について、２つの観点から質疑をいたします。土地利用規制法等の強化改正を求める意見書案についてです。

２０１５年国連サミットで採択されたＳＤＧｓ、持続可能な１７の開発目標に、我が国も加盟国として実践参加しています。また、全国の市町村のほとんどの教育現場でその指針は活用されています。ＳＤＧｓの１０番「人や国の不平等をなくそう」、１１番「都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする」、１６番「平和と公正を全ての人に」、最後１７番「パートナーシップで目標を達成しよう」等々に、本意見書との間に矛盾を感じますが、いかがでしょうか。

２点目といたしまして、北海道離島部をはじめ複数の市町村で、外国人によるまちおこし隊を地域活性化の施策として導入しています。人口減少による過疎地域、限界集落に、日本文化に興味を覚え、定住を希望する若いエネルギーが活力を与えています。また、外国の方によるまちおこし隊については、将来牛久市の検討課題となるかもしれません。外国人への土地購入を制限するならば、年商を目安とした巨大外国資本への制限や課税措置などきめ細やかな提案をしていくべきと考えますが、こちらの御検討はされましたか。以上です。

○杉森弘之　議長　８番石原幸雄議員。

○８番　石原幸雄　議員　２点の質疑にお答えしたいと思います。

まず、ＳＤＧｓとの関係でございますが、正直申し上げて、そのことは全く想定していませんし、考慮にもございません。

２点目でございます。外国人とのまちおこしとの関係をどう考えるかということでございますけれども、実際問題として何を優先するかということがあろうかと思います。私は、国の安全保障であるとか、それからいわゆる農地の保全、環境保全というのを想定して、この意見書を出させていただいたわけでございます。具体的には国会にこれが提出された場合、どのような内容にするかは立法政策の問題であって、私の関知するところではございません。

○杉森弘之　議長　１２番加川裕美議員。

○１２番　加川裕美　議員　当意見書は、極めて外国人、もしくは今回の土地利用規制法等に関わる沖縄離島部の方々の人格、もしくは権利を大変無視し、寄り添わないものと考えます。ＳＤＧｓについて全く検討課題になかったという以前で、この意見書の提出は不的確だと思いますが、その点について再度お伺いいたします。

○杉森弘之　議長　８番石原幸雄議員。

○８番　石原幸雄　議員　多方面からそういうお言葉が出てくるのだろうと思いますけれども、そもそも何でこの意見書を提出させていただいたのかという経緯について、ちょっと触れることによって、答弁とさせていただきたいと思います。

牛久市内で実際に外国人が、東部地域でですよ、外国人が耕作している実例が出てまいりました。実際、私の近所でそういうことが起こっております。これは、他の茨城県の市町村においても実例がございます。

一番懸念されることは、外国人の場合、途中で契約を放棄して、荒れた土地が余計荒れてしまうような懸念もある。それともう一つ、有害な農薬が使われることによって、農地の保全や環境が破壊されるおそれが出てくる。非常に大きな危惧がございます。そういう観点から、この意見書を出させていただいたわけでございますので、純粋に素直にこれを感じ取っていただいて、お認めをいただければというのが私の答えになろうかと思います。

○杉森弘之　議長　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で意見書案第１４号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第１４、議案第６７号を議題といたします。

―――――――――――――――○―――――――――――――――

議案第６７号　令和３年度牛久市一般会計補正予算（第６号）

○杉森弘之　議長　提案者に提案理由の説明を求めます。根本洋治市長。

〔根本洋治市長登壇〕

○根本洋治　市長　現在上程しております議案に加え、本日１件の追加議案を上程いたします。

議案第６７号は、令和３年度牛久市一般会計補正予算（第６号）でありまして、既定の予算額に６億６，１２３万７，０００円を追加し、予算の総額を３０４億６，５２３万９，０００円とするもので、歳入歳出予算及び債務負担行為について補正するものであります。

第１表の歳入歳出予算のうち、歳入といたしまして、国庫支出金は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策となる子育て世帯への臨時特別給付金事業費、及び事務費補助金の計上であり、繰入金は、今回の補正予算調製に伴い不足する財源について、財政調整基金繰入金を増

額計上するものであります。

次に、歳出といたしまして、民生費の児童福祉費は、子育て世帯への臨時特別給付金等の増額計上であり、衛生費の保健衛生費は、子宮頸がんワクチン接種に係る委託料等の増額計上であります。教育費の保健体育費は、米飯給食について、弁当方式から飯缶方式に変更となる６校への備品購入費の増額計上であります。

第２表の債務負担行為につきましては、子宮頸がんワクチン接種に関し、準備期間に日数を要することから新たに設定するものであります。

以上が、補正予算の概要でありますが、詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○杉森弘之　議長　以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第１５、意見書案第１５号を議題といたします。

―――――――――――――○―――――――――――――

意見書案第１５号　文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について

○杉森弘之　議長　提案者に提案理由の説明を求めます。５番長田麻美議員。

〔５番長田麻美議員登壇〕

○５番　長田麻美　議員　意見書案の朗読をもって、提案理由とさせていただきます。

意見書案第１５号

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書（案）

令和３年１０月３１日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対して、文書通信交通滞在費（以下、文通費という。）が、１１月１日に当選確定した議員も含め、投開票日である１０月３１日を基準日として、１０月分の満額１００万円が支給されたということを発端に、文書費及び立法事務費の使途について、社会通念上、理解に苦しむ「議員特権」ではないかとの声が国民から多く上がっている。

文通費については、国会法第３８条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に毎月１００万円が支給されているが、法律上、当該手当については、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がなく、その原資は国民が納めた税金から支出されているにもかかわらず、その使途が不明瞭かつ特権的であり、与野党間で日割り支給の改正のみに留めようとしていることも含め、国民からの大きな政治不信を生んでいる。

よって、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者から納得される国

会議員の活動の在り方となるよう、下記の事項について、早急に所要の法改正等を講じるよう、強く求める。

記

１．文通費及び立法事務費の使途について、牛久市議会の政務活動費と同様に、領収書（１円以上）及び活動内容がわかる書類を添付した収支報告書の提出及びネット公開を責務とする規定を設けること。

２．文通費及び立法事務費を政治団体等へ寄付する行為を禁ずる規定を設けること。

３．文通費及び立法事務費の支出が、支給額を下回り、残金が発生した場合は、返金することを義務とする規定を設けること。

４．文通費及び立法事務費からの支出については、可能な限り、デジタル記録を残せるよう、努力規定を設けること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○杉森弘之　議長　以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第６７号及び意見書案第１５号について、順次質疑を許します。

初めに、議案第６７号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で議案第６７号についての質疑を終結いたします。

次に、意見書案第１５号について質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　以上で意見書案第１５号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第２、議案第５６号ないし日程第１２、議案第６６号及び日程第１４、議案第６７号の１２件、日程第１３、意見書案第１４号及び日程第１５、意見書案第１５号の２件については、会議規則第３７条第１項の規定により、サイドブックス登載の付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

令和３年第４回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

◎総務企画常任委員会

意見書案第１４号　土地利用規制法等の強化改正を求める意見書の提出について

意見書案第１５号　文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する制度見直しを求める意見書の提出について

◎保健福祉常任委員会

議案第５６号　牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５７号　牛久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第５８号　牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎環境建設常任委員会

議案第６５号　市道路線の路線変更について

議案第６６号　工事請負契約の締結について

○杉森弘之　議長　つきましては、各常任委員会において受託案件を審査終了の上、来る１６日の本会議に審査の経過及び結果を報告されるようお願いいたします。

次に、日程第１６、休会の件を議題といたします。

―――――――――――――○―――――――――――――

休会の件

○杉森弘之　議長　お諮りいたします。委員会審査、土日及び議事整理のため、明日８日から１５日までの８日間を休会とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○杉森弘之　議長　御異議なしと認めます。よって、明日８日から１５日までの８日間は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後０時４９分散会